

箕面市訓令第百十三号

庁中一般

箕面市福祉人材確保支援事業資格取得補助金・就職支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年四月一日

箕面市長 原 田 亮

箕面市福祉人材確保支援事業資格取得補助金・就職支援補助

金交付要綱

(趣旨)

第一条 市内の介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供する事業所における人材の確保を支援し、サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修課程を修了した者に対し研修受講費の一部を助成する資格取得補助金及びその資格を活かして市内の事業所に就職し一定の期間継続して勤務した者に対する就職支援補助金の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象研修 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に掲げる研修のうち、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

二 市内対象事業所 箕面市内に所在する介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所をいう。

(補助金の種類)

第三条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 箕面市福祉人材確保支援事業資格取得補助金（以下「資格取得補助金」という。）

二 箕面市福祉人材確保支援事業就職支援補助金（以下「就職支援補助金」という。）

(補助対象者等)

第四条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

一 資格取得補助金

イ 令和八年四月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに市内対象事業所に就職した者又は就職することが決定している者

ロ 基準日から令和九年三月三十一日までの間に対象研修を修了した者

ハ 対象研修の受講に係る費用を完納している者

ニ 対象研修に係る他の助成又は補助を受けていない者

ホ 過去に資格取得補助金の交付を受けたことがない者

二 就職支援補助金

イ 基準日以後に新たに市内対象事業所に就職した者

ロ 前号ロ及びハの要件を満たす者

ハ 基準日以後に対象研修を修了した日と市内対象事業所に就職した日のいずれか遅い日から起算して六月以内に当該市内対象事業所における延べ勤務時間（休職期間を除く。）が三百二十時間を経過し、かつ、第六条の規定により就職支援補助金の交付申請をした日時時点で引き続き勤務している者

(補助金の額等)

第五条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 資格取得補助金 対象研修の受講費及び教材費等（分割払に伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用を除く。以下「受講費等」という。）の額。ただし、七万円を上限とする。

二 就職支援補助金 十五万円

2 第一項各号に規定する補助金の交付は、補助金の種類ごとに一人当たり一回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第六条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第十四条の二第一項の箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

一 資格取得補助金

イ 対象研修を修了したことを証する書類の写し

ロ 対象研修の受講費等の領収書の写し

ハ 採用通知書等の写し

ニ 箕面市福祉人材確保支援事業資格取得補助金・就職支援補助金誓約書（様式第一号）

ホ その他市長が必要と認める書類

二 就職支援補助金

イ 資格取得補助金に係る規則第十三条の箕面市補助金交付確定通知書の写し又は対象研修を修了したことを証する書類の写し

ロ 就労証明書（様式第二号）

ハ 箕面市福祉人材確保支援事業資格取得補助金・就職支援補助金誓約書

ニ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第七条 市長は、就職支援補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付すものとする。

一 就職支援補助金の交付の決定を受けた者（以下「就職支援補助金交付決定者」という。）は、基準日以後に市内対象事業所に就職した日から起算して一年間引き続き勤務しなかった場合（死亡その他の理由により市長が特に認める場合を除く。）は、就職支援補助金を返還すること。ただし、次のいずれかの場合に該当するときは、一年間引き続き勤務したものとみなす。

イ 基準日以後に就職した市内対象事業所を退職し、一月以内に他の市内対象事業所に就職した場合

ロ 疾病、出産その他市長が認める理由により勤務することができなかつた期間を除いて一年間勤務した場合

二 就職支援補助金交付決定者は、市長が定める期日までに次のいずれかに掲げる場合に該当したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出ること。

イ 前号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合

ロ 就職支援補助金交付決定者の住所又は氏名に変更が生じた場合

ハ その他重要な事項に変更が生じた場合

三 就職支援補助金交付決定者は、市内対象事業所において一年間引き続き勤務した場合は、それを証する書類を市長に提出すること。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。